

岡山県県産材利用促進指針

平成29年5月

岡山県

目 次

頁

第1章 指針策定の趣旨等	1
1 指針の趣旨		
2 指針の位置付け		
3 指針の実施期間		
第2章 基本的事項	1
1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標		
2 県産材の利用の促進のために実施する施策		
3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標		
第3章 指針の推進に向けての取組	4
1 推進体制の整備		
2 市町村との連携		
3 施策の実施状況の公表		
○ 公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項	5
○ 県産材需要拡大の推進体制	7
○ 県産材の利用の促進の意義	8

第1章 指針策定の趣旨等

1 指針の趣旨

岡山県県産材利用促進指針（以下「指針」という。）は、岡山県県産材利用促進条例（平成29年岡山県条例第30号。以下「条例」という。）第7条の規定により、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県産材の利用の促進に関する基本的事項、県産材の利用に関する目標、その他県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めるものである。

2 指針の位置付け

県が定める新晴れの国おかやま生き活きプラン（以下「新プラン」という。）及び21おかやま森林・林業ビジョン（以下「ビジョン」という。）とその目標を共有し、県産材の利用を促進する指針とする。

また、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第7条の規定により定められた公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）に即した公共建築物等への県産材の利用の促進に関する指針とする。

3 指針の実施期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とし、条例第7条第4項の規定により、5年ごとに見直しを行うものとする。

第2章 基本的事項

1 県産材の利用の促進に関する基本的方向と目標

本県のヒノキ丸太の生産量は、平成24年から4年連続で日本一になるなど、県内の人工林資源は本格的な利用期を迎えており、豊富な森林資源の循環利用が重要となっている。

このため、新プラン及びビジョンに掲げる県産材生産量530千 m^3 /年の達成に資するため、供給体制の整備を推進するとともに、中高層建築物への新たな需要が期待されるCLT^(※)等新製品の利用の促進や品質・性能に優れた県産材の国内外への需要拡大及び林地残材の利用の促進を図るものとする。

※ Cross Laminated Timberの略。直交集成板。ひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品

(1) 県の取組

県は、自ら率先してその整備する公共建築物における県産材の利用に努めるとともに、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施し、県産材の利用促進を図る上で主導的な役割を果たすものとする。

(2) 県民等の理解及び協力

県民及び事業者は、県産材の利用の促進が県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することについての理解を深めるとともに、その日常生活及び事業活動を通じて、県産材の利用に協力するよう努めるものとする。

(3) 関係事業者相互の連携及び協力

林業、木材の製造若しくは流通又は建築物の設計若しくは施工に関する事業を営む者は、県産材の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら、県民等のニーズを的確に把握するとともに、これらニーズに対応した県産材の供給及びその品質等に関する情報の提供、県産材の具体的な利用方法の提案等について協力するよう努めるものとする。

(4) 市町村の役割

市町村は、法第9条の規定により策定した市町村区域内の公共建築物における県産材等の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）に基づき、自ら整備する公共建築物の木造化を促進するとともに、地方公共団体以外の者が整備する公共建築物においても、積極的に県産材が利用されるよう、事業者幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。

2 県産材の利用の促進のために実施する施策

(1) 公共建築物への利用促進

広く県民に対して、木と触れあい木の良さを実感する機会を幅広く提供し、木材の特性やその利用の促進の意義についての理解の醸成を効果的に図るため、公共性の高い公共建築物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）において、県産材の利用を促進する。

なお、公共建築物の整備における県産材の利用の促進については、別記「公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項」によるものとする。

(2) 木造住宅等の普及促進

住宅等建築物の建築材料としての利用が、県産材需要の大半を占めていることから、木造住宅の普及と品質・性能に優れた県産乾燥材の積極的な利用を促進するものとする。

(3) 販路開拓の促進

県産材の新たな販路の拡大を図るため、県内外の販路開拓や今後需要の拡大が見込まれる海外への輸出を促進するものとする。

(4) CLT等の普及促進

中高層建築物への新たな需要が期待される県内で製造されたCLT等新製品の普及を図るため、公共建築物や展示効果の高い施設等での利用を促進するものとする。

(5) 県民等への普及・PR

県産材の利用の促進が、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することにより、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に資すること等を普及・PRするものとする。

3 県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

法第4条に定める地方公共団体の責務及び条例の趣旨を踏まえ、県産材の率先利用を行うこととし、指針の実施期間に、県が整備する公共建築物における県産材の利用目標量を次のとおり定め、利用状況を毎年公表する。

県が整備する公共建築物における県産材の利用目標量

(単位：m³、%)

現況の年間利用量(A) (平成23～27年度の平均)	5年間の目標量(累計) (平成29～33年度)	単年度平均(B) (伸び率：(B)/(A))
442	2,425	485(110)

※利用目標量には、木製品の導入等を含む。

- (1) 法令上の制限等により木造化が困難な場合を除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の建築物は木造化を図る。
また、3階建て以上の建築物については、混構造とする場合を含め、CLTの積極的な利用を検討する。
- (2) 木造・非木造にかかわらず、木質化が可能な床や壁等の内装材については、法令上の制限等がある場合を除き、積極的に木質化を図る。
- (3) 県民に健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボリックな施設、多くの県民の利用が見込まれる施設は、より積極的に木造・木質化に努める。

第3章 指針の推進に向けての取組

1 推進体制の整備

県は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、「岡山県木材需要拡大推進会議」において、関係機関との円滑な連絡調整等を行うものとする。

2 市町村との連携

市町村が、市町村方針に基づき、自ら整備する建築物へ県産材を利用するに当たって、県は、情報提供、助言その他の必要な協力を行うなど、連携した県産材の利用の促進の取組を行うものとする。

3 施策の実施状況の公表

県は、毎年、県産材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(別記)

公共建築物における県産材の利用の促進に関する基本的事項

1 県産材の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

指針における公共建築物とは、広く県民の利用に供される公共性の高い建築物をいう（地方公共団体以外の者が整備する建築物も含む。）。

公 共 建 築 物（地方公共団体以外の者が整備する建築物を含む。）			
教育施設	幼稚園、学校等	運動施設	体育館、水泳場等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等	住宅施設	公営住宅、職員住宅等
社会教育施設	図書館、公民館等	行政施設	庁舎等
医療施設	病院・診療所	その他公共交通機関の施設及び休憩所等	

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

低層の公共建築物を整備する者は、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること、又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる場合を除き、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も広がる場合には、その採用について検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

○木造化が困難な場合の例

- ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な場合
- ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
- ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性により、木材の利用が困難な場合
- ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な場合
- ⑤その他、木造化することが困難な場合

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としても、県産材の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内装等は木質化に努めるものとする。

(2) 公共土木工事

県産材を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めるものとする。

(3) その他

公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、県産材製品導入に努めるものとする。

暖房器具やボイラーを設置する場合は、県産材木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

[参考] 県産材の利用の促進の意義

1 森林の多面的機能の発揮

森林には、私たちが生きていくために欠かせない水を育む水源かん養機能や、大雨の時などに山くずれや洪水を防止する治山治水機能、また、二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や大気の浄化機能など、たくさんの公益的な機能を併せ持っています。

人工林の場合、それらの機能は人の手入れによってはじめて十分発揮されるもので、人の手入れが行き届いていない森林では、太陽の光が林内に差し込まず真っ暗となり、下草が繁茂しないため地表面の土壌が流れ出して、森林の機能を著しく低下させます。



水源涵養機能イメージ



土砂災害防止機能イメージ

私たちが木材、とりわけ県産材を利用することは、低迷している林業生産活動を活性化させ、森林の適切な管理が進み、森林の公益的機能がより発揮されやすい「健全な森林」へと導くことにつながります。

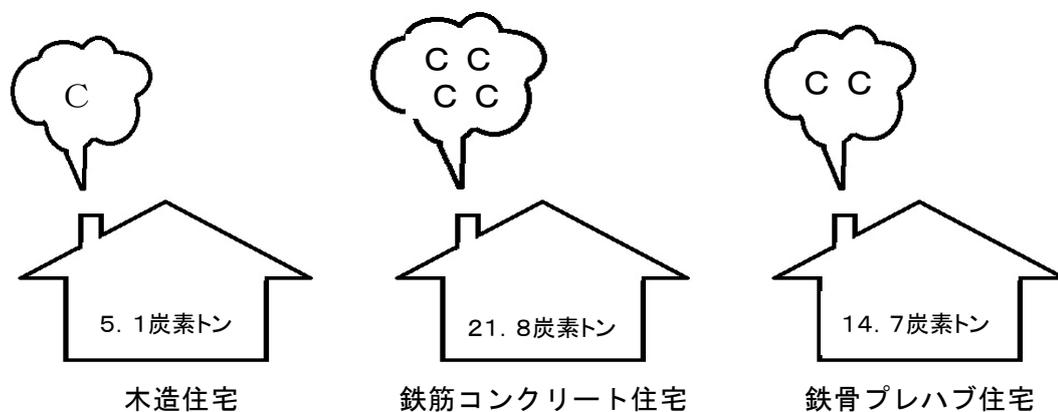


2 循環型社会への貢献

木材は、循環利用できる、再生産可能な資源です。木材を伐り出した山に再び木を植えて、森林を再生すれば、またそこから木材が生産されます。

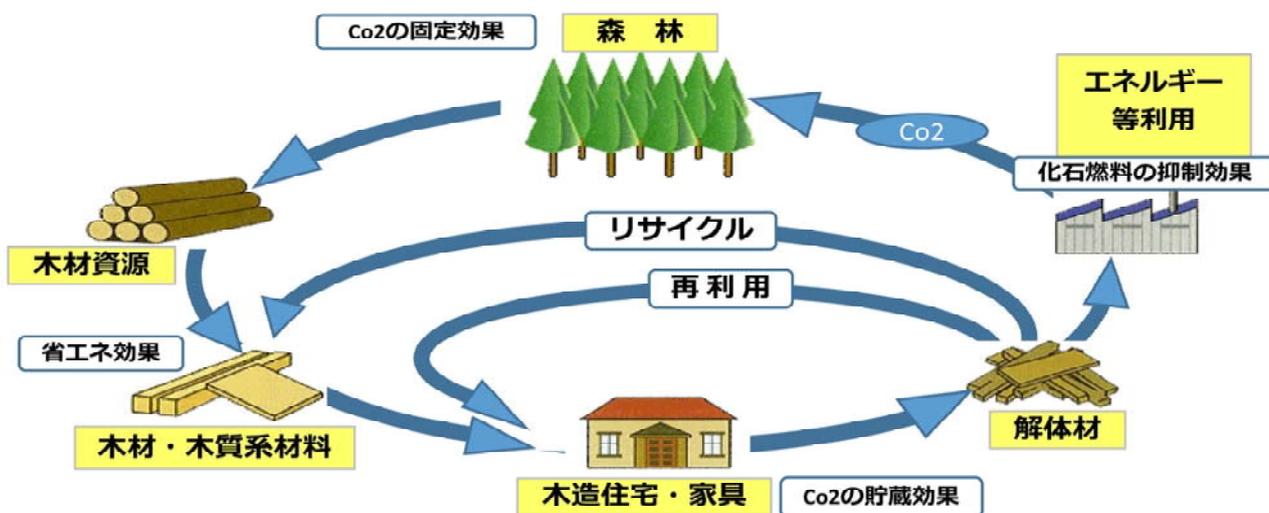
また、木材は鉄・アルミニウムなどの資材と比較して、製造・廃棄の過程で環境への負荷が少なく、さらに最近では、廃棄される前の木材をバイオマスエネルギーとして、熱や電気に変える技術も発達し、木材の有効利用が図られています。

このように、環境への負荷が少ない「循環型社会」を創出するためには、木材を積極的に使用していくことが必要です。



住宅 1 戸当たりの材料製造時の炭素放出量

(平成28年版 森林・林業白書から引用)



森林・木質資源の利用サイクル